

公益財団法人身体教育医学研究所組織規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 1 2 号

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人身体教育医学研究所（以下「法人」という。）の組織、職制及び事務の分掌は、この規程に定めるところによる。

第2章 組織及び職制

(組織)

第2条 法人には、事務局のうち、調査研究部門として研究部、教育啓発部門として指導部、事務部門として総務部を置く。

(職員等)

第3条 事務局職員を職務上、以下の職制に区分する。

- (1) 所長
- (2) 部長（研究部長 指導部長 総務部長）
- (3) 主任（研究主任 指導主任 総務主任）
- (4) 担当（研究員 指導員 事務員 リサーチアシスタント）

(職務)

第4条 所長は、業務執行理事会のもと、法人が行う事業の企画、実施及び評価について総合調整し、各部門の所掌業務を掌理するとともに、研究部の所掌業務に従事する。

2 部長は、所長を補佐して部の事務を整理し、所長が不在のときはその職務を代理し、所長が欠員の時はその職務を行う。

3 主任は、部長が不在のときはその職務を代理し、また欠員の時はその職務を行う。

第3章 業務分掌

(研究部の所掌業務)

第5条 研究部では、定款第4条に基づき、身体教育医学に関する調査研究、調査研究事業の受託及び協力、講演会等への講師派遣を行う。

(指導部の所掌業務)

第6条 指導部では、定款第4条に基づき、健康づくり事業等の受託及び協力、講演会、健康づくり教室等への講師派遣を行い、教育啓発活動を行う。

(総務部の所掌業務)

第7条 総務部では、次の業務を行う。

- (1) 公印の管守、文書に関する事
- (2) 法人の運営に関する事
- (3) 職員の人事及び福利厚生等に関する事
- (4) 予算・決算、法人の預金通帳の管理に関する事
- (5) 物品等に係る購入等の契約及び営繕に関する事
- (6) 関係機関等との調整、連携に関する事務
- (7) 他の所掌に属さない事項に関する事

附 則

この規程は、平成26年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月15日から施行する。